

# 京都市シアン化合物含有豆類取扱要綱

令和7年3月26日 制定

## (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法第13条第1項の規定による「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。)に定める生あんの成分規格及び製造基準、並びに「シアン化合物含有豆類の取り扱いについて」(昭和37年5月26日付け環発第175号厚生省環境衛生局長通知)に基づき、シアン化合物を含有する豆類を用いて生あんを製造する場合における承認等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 シアン化合物を含有する豆類を用いて生あんを製造する者は、食品衛生法第55条の規定に基づく菓子製造業又は複合型そうざい製造業、若しくは、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条の規定に基づくあん類製造業(以下「菓子製造業等」という。)の許可を有する者とする。

## (申請)

第3条 シアン化合物を含有する豆類を用いて生あんを製造しようとする者は、シアン化合物含有豆類使用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、製造所を管轄する医療衛生センターへ申請すること。なお、申請内容は食品衛生法に基づく許可の申請内容と一致させること。

- (1) 生あんの製造場所を示す書類(施設図面)
- (2) 規格基準で規定される生あんの製造基準を満たすことが分かる書類(製造工程を示す書類)

## (承認)

第4条 医療衛生センターは、申請内容を審査し、生あんの製造基準に適合すると認める場合は、承認するとともに、承認書(第2号様式)を申請者に交付する。

## (変更)

第5条 承認を受けたシアン化合物含有豆類使用製あん業者(以下「承認製あん業者」という。)は、承認に係る製造工程など申請事項に変更が生じたときは、シアン化合物含有豆類使用承認事項変更届(第3号様式)に変更事項が分かる書類を添付し、速やかに製造所を管轄する医療衛生センターに届出ることとする。ただし、承認製あん業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者名)及び製造所の名称(食品衛生法に基づく許可の施設名称と異なる場合を除く。)の変更にあつては、食品衛生法施行規則第71条に規定する変更の届出(京都市食品衛生法等の施行に関する要綱(以下「要綱」という。)第17条第6号「営業許可申請書・変更届(変更)(第8号様式)」)、若しくは同法施行規則第68条(相続)、第69条(合併)及び第70条(分割)に規定する地位承継の届出(要綱第17条第5号「地承継届(第7号様式)」)をもって代えることができることとする。

## (廃止)

第6条 承認製あん業者は、シアン化合物含有豆類を取り扱わなくなったときは、シアン化合物含有豆類使用廃止届(第4号様式)により、速やかに製造所を管轄する医療衛生センターに届出ることとする。ただし、承認製あん業者が当該生あん製造に係る菓子製造業等の廃業等により許可を有しなくなったときは、食品衛生法施行規則第71条の2に規定する廃業の届出(要綱第17条第7号「廃業届(第9号様式)」)をもって代えることができることとする。

(シアン化合物含有豆類の販売通知)

第7条 医療衛生企画課は、検疫所等からシアン化合物含有豆類の販売通知を受けたときは、販売先である承認製あん業者を管轄する医療衛生センターに送付する。

(シアン化合物含有豆類の購入報告)

第8条 承認製あん業者は、シアン化合物含有豆類を購入したときは、シアン化合物含有豆類購入報告書(第5号様式)により、製造所を管轄する医療衛生センターに報告すること。ただし、当該報告書に記載すべき事項が分かる書類の提出をもって当該報告書に代えることができることとする。

(監視指導等)

第9条 医療衛生センターは、第7条の販売通知に基づき、輸入されたシアン化合物含有豆類が適切に承認製あん業者に販売されていることを確認するほか、必要に応じて購入豆の表示、製造工程等について監視指導を行う。

なお、生あんの規格基準の違反等が疑われる場合には、医療衛生センターは、承認製あん業者に対し、自主検査を実施するよう指導することとするが、必要に応じて、医療衛生企画課と調整のうえ、承認製あん業者に対し、生あんの収去を行い、衛生環境研究所で検査を実施する。また、収去検査により、シアン化合物が検出された場合は、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして措置する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## シアン化合物含有豆類使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

申請者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者名)

上記のことについて、シアン化合物を含有する豆類を用いて生あんを製造したいので、「シアン化合物含有豆類使用製あん業者」として承認されたく、下記のとおり申請いたします。

### 記

製造所所在地	
製造所（工場）の名称	
生あん製造能力（1日当り）	
食品衛生法に基づく許可	許可業種 許可番号 許可年月日
備 考	

# 承認書

承認番号 第 号  
年 月 日

(申請者住所)

(申請者氏名)

京 都 市 保 健 所 長  
(担当 )

年 月 日付けで申請がありましたシアン化合物含有豆類使用について、下記のとおり承認します。

## 記

製 造 所 所 在 地	
製 造 所 ( 工 場 ) の 名 称	
生あん製造能力(1日当り)	
備 考	シアン化合物含有豆類を購入した時は直ちに購入報告書を提出すること

シアン化合物含有豆類使用承認事項変更届

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者名)

上記のことについて、承認事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

製 造 所 所 在 地		
製 造 所 ( 工 場 ) の 名 称		
承 認 番 号 及 び 承 認 年 月 日		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
備 考		

シアン化合物含有豆類使用廃止届

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者名)

上記のことについて、シアン化合物含有豆類の取り扱いを廃止したので、下記のとおり届け  
出ます。

記

製 造 所 所 在 地	
製 造 所 ( 工 場 ) の 名 称	
承 認 番 号 及 び 承 認 年 月 日	
備 考	

## シアン化合物含有豆類購入報告書

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者名)

シアン化合物を含有する豆類を下記のとおり購入したので報告します。

### 記

購入先業者	住 所	
	氏 名	
購入数量〔袋数・重量(kg)〕		
購 入 年 月 日		
備 考		